

特定非営利活動法人制度

特定非営利活動法人制度とは

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行されました。

法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じます。特定非営利活動法人（以下、本リーフレットでは NPO 法人という）は現在 4 万法人を超え、社会に確実に定着してきているところです。

平成 23 年 6 月には、こうした NPO 法人のプレゼンスの高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われました（平成 24 年 4 月 1 日施行）。NPO 法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに答えていくことがますます期待されています。

特定非営利活動とは

特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法別表において掲げられた 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものに利益を寄与することを目的とするものです。

20 種類の分野に含まれる 特定非営利活動のキーワード

保健 医療 福祉 社会教育
まちづくり 観光 農山漁村 中山間地域
学術 文化 芸術 スポーツ 環境 災害救援
地域安全 人権擁護 平和 国際協力
男女共同参画 子どもの健全育成
情報化 科学技術 経済活動 職業能力開発
雇用機会 消費者保護 団体活動援助

※上記のほか、これらに準ずる活動（条例による）

特定非営利活動促進法の改正の概要

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

NPO 法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施

所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の所轄庁事務は、その主たる事務所の所在する都道府県（従来の内閣府から変更）が、その事務所が1の指定都市区域内にのみ所在するNPO法人にあってはその指定都市が行うようになりました。

認定事務も地方自治体で実施

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けることができるようになりました（従来の国税庁長官による認定制度は廃止）。

制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し

申請手続きの簡素化・柔軟化

定款の変更について、所轄庁の認証を要しない事項（役員の定数等）が追加されました。
また、社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができるようになりました。

会計の明確化

NPO法人が作成すべき計算書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に変更されました。

認定制度の見直し

認定基準の緩和

認定を受けるための基準が緩和されました。また、設立初期のNPO法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定（3年間有効）制度が導入されました。

認定の効果の拡充

認定NPO法人（仮認定を含む）への寄附者は、現行の所得税法上の所得控除の適用のほか、税額控除を選択することができるようになりました（地方税とあわせて寄附金額の最大50%）。

注）認定制度の見直し（仮認定制度を除く）は、平成 23 年度税制改正により平成 23 年分の所得から適用



PSTとは
「パブリック・サポート・テスト」の略で、
広く市民からの支援を
受けているかどうかを
判断するための基準であり、
認定基準のポイントだよ

NPO法人とは

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間縦覧し、市民の目からも点検されます。

所轄庁は、申請が設立基準に適合すると認めるときには設立を認証しなければならないこととされています。また、その確認は書面審査によって行うことが原則とされています。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

NPO法人となるための基準

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

「営利を目的としない」とは、
団体の構成員に対し
収益を分配したり
財産を還元したりすることを
目的としないことだよ

Point

NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業）を行うことができます。この場合、「その他の事業」に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

明確な会計処理は、法人運営のポイントの一つとなります。



認定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。

認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定NPO法人制度については、今回の法改正で認定基準の緩和等が行われました。

NPO法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間（直前の2事業年度）において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

認定NPO法人となるための基準

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定NPO法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注）①～⑧の基準を満たしていても（仮認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由に該当するNPO法人は、認定（仮認定）を受けることはできません。

認定を受ける際に、適合すべき基準のひとつとしてPST基準がありますが、認定基準の緩和により、次の①～③のいずれかの基準に適合すればよいこととなりました。

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- ② 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

認定の有効期間は？

認定の有効期間は、認定の日から5年間です。

有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受ける必要があります。

認定NPO法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

個人が寄附をする場合

個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合） \Rightarrow （寄附金額－2,000円） \times 40%

②住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合） \Rightarrow （寄附金額－2,000円） \times 10%

\Rightarrow 国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

所得税の税額控除を選択した場合… 年収300万円の方が、1万円寄附した例

所得税（注1）（10,000円－2,000円） \times 40%＝3,200円

個人住民税（10,000円－2,000円） \times 10%＝800円 合計4,000円が税額から控除

（注1）寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

（注2）所得控除の場合には控除税額は1,200円となります（所得税率5%）。

所得税（10,000円－2,000円） \times 5%＝400円

個人住民税（10,000円－2,000円） \times 10%＝800円 合計1,200円

法人が寄附をする場合

法人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

支援したいと思う
認定NPO法人に対して
寄附をして、減税されるなら、
寄附もしやすくなるし、
受け取る側の認定NPO法人も
寄附を集めやすくなるんだね



認定NPO法人自身の優遇措置

みなし寄附金制度

認定NPO法人であれば、「みなし寄附金制度」を活用できます。

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

注）仮認定NPO法人については適用されません。

情報開示は法人運営のポイント

Point

特定非営利活動法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。

そのため、NPO法人は、全ての事務所において事業報告書等を備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、毎事業年度終了後3カ月以内に事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。

認定NPO法人においては、事業報告書の備置き義務等を負うとともに、税制上の優遇措置を受けることから、資金に関する書類の備置きが併せて義務付けられ、より透明性の高い情報開示が求められます。

監督について

特定非営利活動法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制しています。

しかし、法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、認証・認定の取り消しを行うことがあります。

認証・認定の取消し事例

【未登記法人】

設立認証を受けたものの、認証日より6カ月を経過しても設立登記をしないときは、認証取消しの対象となります。

【報告書未提出】

提出が義務付けられている事業報告書等について、3年以上にわたって未提出の場合には認証取消しの対象となります。

【欠格事由】

法令違反があった場合、国税又は地方税に係る滞納処分、重加算税賦課決定等処分を受けた場合などには、認定を取消しされることとなります。